入　札　公　告

福島県議会タブレット端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月２０日

福島県知事　内　堀　雅　雄

１　入札に付する事項

（１）件名及び数量

福島県議会タブレット端末賃貸借　９５台

（２）取得する物品の仕様等

別紙仕様書のとおり。

（３）取得する物品の賃貸借期間

令和９年４月１日（木）から令和１４年３月３１日（水）まで

（４）納入期限

令和９年４月１日（木）

（５）納入場所

福島県福島市杉妻町２番１６号

福島県議会事務局総務課

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）を、令和８年１２月９日（水）午後５時００分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号９６０－８６７０　福島県福島市杉妻町２番 16 号
福島県議会事務局総務課（県庁本庁舎３階）
電話０２４－５２１－７６０６

４　契約条項を示す場所及び期間

３に掲げる場所において公告のあった日から令和８年１２月９日（水）まで（土曜日、日曜日及び１１月２３日を除く）の午前９時００分から午後５時００分までとする。

５　入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

（１）配布期間　４に掲げる期間に同じ。
（２）配布場所　３に掲げる場所に同じ。
（３）その他　　入札説明書等は、福島県議会事務局ホームページからダウンロードすることができる。

６　入札及び開札の日時、場所

（１）日時　令和８年１２月１７日（木）午前１０時００分
（２）場所　福島県庁本庁舎３階　議員会議室３

７　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
（２）契約保証金　落札者は、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

８　入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

９　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（４）契約書作成の要否　要

（５）その他　詳細は、入札説明書による。